様式第１号

審　査　基　準　整　理　票

処　分　名	市民文化会館の使用の許可		
根拠法令名	大津市立市民文化会館の設置及び管理に関する条例	（条項）第３条	
基準法令名	大津市立市民文化会館の設置及び管理に関する条例 大津市立市民文化会館の管理運営に関する規則	（条項）第４条 第６条	
所管部署名	市民部　文化・青少年課　文化振興係		
標準処理期間	７　日	法定処理期間	―　日

【審査基準】　・文書の名称【　　】
・掲載図書等【　　】
・内容　　□全部記載　　■一部・項目のみ記載

大津市立市民文化会館の設置及び管理に関する条例第４条に該当しないこととし、同条第５号に規定する「その他市長が不適当と認めるとき。」とは、大津市立市民文化会館の管理運営に関する規則第６条各号に規定する事項を遵守しないおそれがあると認められるとき、及び下記の遵守事項を守らないおそれがある場合をいう。

１　使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと
２　施設又は設備に変更を加え、又は特別の設備を設けないこと（予め許可を受けた場合は除く）
３　騒音、火気に留意し、館内での下駄履きはしないこと

〔根拠法令等〕
大津市立市民文化会館の設置及び管理に関する条例
（使用の許可）
第３条　大津市立市民文化会館（以下「会館」という。）を使用しようとする者は、別に定める申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

〔基準法令等〕
大津市立市民文化会館の設置及び管理に関する条例　第４条
大津市立市民文化会館の管理運営に関する規則　　第６条

※　審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。